

議案第 8 1 号

瀬戸内市心身障害者医療費給付条例の一部を改正することについて

瀬戸内市心身障害者医療費給付条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

瀬戸内市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

瀬戸内市心身障害者医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第117号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瀬戸内市障害者医療費給付条例

第1条中「心身障害者(以下「障害者」という。)」を「障害者」に改める。

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に定める精神通院医療に係る自立支援医療受給者証(以下「自立(精神)受給者証」という。)のいずれも所持する者

第3条第2項第3号中「前項各号に新たに該当することとなったとき」を「前項第1号から第3号までに掲げる者については、同項第1号から第3号までに該当することとなった時」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前項第4号に掲げる者については、精神障害者保健福祉手帳を初めて取得した時の年齢が65歳以上である者

第4条第1項中「支給又は」を「支給若しくは」に、「及び生活療養」を「、生活療養及び精神疾患による入院に係る療養であつて瀬戸内市障害者医療費給付条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第92号。以下「規則」という。)に定めるもの」に改める。

第5条中「心身障害者医療費受給資格証」を「障害者医療費受給資格証」に改める。

第6条の見出し中「等」を削り、同条第2項中「交付の日から毎年6月末日まで」を「次に掲げるとおり」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者については、交付の日から身体障害者手帳の再認定年月及び知的障害の再判定年月の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。
- (2) 第3条第1項第4号に掲げる者については、交付の日から精神障害者保健福祉手帳の有効期間の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。
- 第6条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 市長は、前項の申請があった場合において、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格証の更新を行うものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、職権により受給資格証を更新することができる。
- 第9条の見出し中「提出」を「提示」に改める。
- 第10条第2項中「場合における」を「ときの」に改める。
- 本則に次の1条を加える。
- 第14条中「第4項」を「第6項」に改める。
- (入院中の者に係る受給資格の特例)
- 第17条 第3条第1項第4号及び第7条の規定にかかわらず、第3条第1項第4号に掲げる者が、規則で定める精神疾患による入院中に、同号に掲げる自立(精神)受給者証の有効期間の末日を過ぎた場合の当該者に係る入院中の受給資格の取扱いについては、当該療養期間に限り当該者を受給資格者とみなし、第10条第1項ただし書及び同条第2項の規定によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (準備行為)
- 2 この条例による改正後の瀬戸内市障害者医療費給付条例第3条第1項第4号に該当し、同条例第5条により新たに医療費の給付を受けようとする者は、この条例の施行前においても、その申請を行うことができる。

瀬戸内市心身障害者医療費給付条例(平成16年瀬戸内市条例第117号)新旧対照表

現行	改正後
<u>瀬戸内市心身障害者医療費給付条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>心身障害者(以下「障害者」という。)</u>の受療を容易にするため、障害者に対し医療費支給の措置を講じ、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。 (受給資格者) 第3条 この条例による給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、市内に住所を有する被保険者等で次の各号のいずれかに掲げるものとする。 (1)～(3) 略 (新設) (4) 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。 (1)・(2) 略	<u>瀬戸内市障害者医療費給付条例</u> (目的) 第1条 この条例は、<u>障害者</u>の受療を容易にするため、障害者に対し医療費支給の措置を講じ、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。 (受給資格者) 第3条 この条例による給付を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、市内に住所を有する被保険者等で次の各号のいずれかに掲げるものとする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に定める精神通院医療に係る自立支援医療受給者証(以下「自立(精神)受給者証」という。)</u>のいずれも所持する者 <u>(5) 略</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としなない。 (1)・(2) 略

の年齢が65歳以上である者

(医療費の範囲)

第4条 この条例により給付をする医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は____家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養及び生活療養

を除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用(診療報酬の算定方法の例により算定した額。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することとなる費用(医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等(条例を含む。)の規定による公費負担金があるときは、当該附加給付金又は公費負担金に、相当する額を控除する。)から一部負担金(総医療費の100分の10に相当する額(受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額))を控除した額とする。

2·3 略

(受給資格証の交付申請)

第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、心身障害者医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付申請

(3) 前項第1号から第3号までに掲げる者については、同項第1号から第3号までに該当することとなった時の年齢が65歳以上である者

(4) 前項第4号に掲げる者については、精神障害者保健福祉手帳を初めて取得した時の年齢が65歳以上である者

(医療費の範囲)

第4条 この条例により給付をする医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給若しくは家族移送費の支給の対象となる療養(食事療養、生活療養及び精神疾患による入院に係る療養であつて瀬戸内市障害者医療費給付条例施行規則(以下「規則」という。)に定めるものを除く。)を受けた場合において、当該療養に要する費用(診療報酬の算定方法の例により算定した額。以下「総医療費」という。)のうち、医療保険各法の規定により受給資格者が負担することとなる費用(医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等(条例を含む。)の規定による公費負担金があるときは、当該附加給付金又は公費負担金に、相当する額を控除する。)から一部負担金(総医療費の100分の10に相当する額(受給資格者が負担することとなる同一の月における当該一部負担金の合計額が規則で定める額を超えるときは、当該規則で定める額))を控除した額とする。

2 · 3 略

(受給資格証の交付申請)

第5条 この条例による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対し、障害者医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の交付申請書を

書を提出しなければならない。ただし、自ら交付申請書を提出することができない場合は、市長が適当と認める者に代わって行わせることができるものとする。

(受給資格証の交付等)

第6条 略

2 受給資格証の有効期間は、交付の日から毎年6月末日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

3 略

(新設)

(新設)

4 略

(受給資格証の提出)

提出しなければならない。ただし、自ら交付申請書を提出することができない場合は、市長が適当と認める者に代わって行わせることができるものとする。

(受給資格証の交付)

第6条 略

2 受給資格証の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる者については、交付の日から身体障害者手帳の再認定年月及び知的障害の再判定年月の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。

(2) 第3条第1項第4号に掲げる者については、交付の日から精神障害者保健福祉手帳の有効期間の末日又は受給資格証の交付の日以降の6月末日までのいずれか早い日とする。

3 略

4 市長は、前項の申請があった場合において、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、受給資格証の更新を行うものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、職権により受給資格証を更新することができる。

6 略

(受給資格証の提示)

第9条 略

(給付方法)

第10条 略

2 前項ただし書に規定する場合であつて、当該被保険者等に支払うことができない場合における医療費の給付は、当該医療費を負担した者に支払うことによって行うものとする。

3 略

第14条 第5条ただし書の規定は、第6条第3項、第4項及び前2条の場合に準用する。

(新設)

第9条 略

(給付方法)

第10条 略

2 前項ただし書に規定する場合であつて、当該被保険者等に支払うことができないときの 医療費の給付は、当該医療費を負担した者に支払うことによって行うものとする。

3 略

第14条 第5条ただし書の規定は、第6条第3項、第6項及び前2条の場合に準用する。

(入院中の者に係る受給資格の特例)

第17条 第3条第1項第4号及び第7条の規定にかかわらず、第3条第1項第4号に掲げる者が、規則で定める精神疾患による入院中に、同号に掲げる自立(精神)受給者証の有効期間の末日を過ぎた場合の当該者に係る入院中の受給資格の取扱いについては、当該療養期間に限り当該者を受給資格者とみなし、第10条第1項ただし書及び同条第2項の規定によるものとする。

瀬戸内市規則第 号

瀬戸内市心身障害者医療費給付条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸内市心身障害者医療費給付条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第92号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瀬戸内市障害者医療費給付条例施行規則

第1条中「瀬戸内市心身障害者医療費給付条例」を「瀬戸内市障害者医療費給付条例」に改める。

第2条を第2条の2とし、第1条の次に次の1条を加える。

(精神疾患による入院に係る療養)

第2条 条例第4条第1項の規則に定める精神疾患による入院に係る療養は、条例第3条第1項第4号に掲げる者に係る、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する厚生労働省令で定める精神障害を主因とする疾患による入院のうち、入院の日から3月を経過する日の属する月の末日より後の療養とする。

第3条中「特別な」を「特別の」に改める。

第4条第1項中「心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書」を「障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書」に改め、同条第2項中「心身障害者医療費受給者台帳」を「障害者医療費受給者台帳」に、「心身障害者医療費受給資格証」を「条例第3条第1項第1号から第3号に掲げる者については、障害者医療費受給資格証」に改め、「様式第3号。」を削り、「いう。)」の次に「の様式第3号を、同項第4号に掲げる者については、受給資格証の様式第3号の2」を加え、「心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書」を「障害者医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書」に、「、当該」を「当該」に改め、同条に次の1項を加える。

4 条例第6条第5項の規定による受給資格証の交付については、第2項の規定の例による。

第5条第1項中「心身障害者医療費一部負担金減免申請書」を「障害者医療費一部負担金減免申請書」に、「心身障害者医療費一部負担金減免証明書」を「障害者医療費一部負担金減免証明書」に改め、同条第3項中「心身障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿」を「障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿」に改める。

第7条第4号中「被保険者資格証明書を提出し」を「特別療養費に係る」に改める。

第8条第1項中「心身障害者医療費給付申請書」を「障害者医療費給付申請書」に改め、同条第3項中「心身障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書」を「障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書」に改める。

第9条中「心身障害者医療費給付決定通知書」を「障害者医療費給付決定通知書」に、「心身障害者医療費給付却下通知書」を「障害者医療費給付却下通知書」に改める。

第10条第2項中「心身障害者医療費受給資格変更届」を「障害者医療費受給資格変更届」に改め、同条第4項中「心身障害者医療費受給資格喪失届」を「障害者医療費受給資格喪失届」に改める。

第11条中「心身障害者医療費受給資格証再交付申請書」を「障害者医療費受給資格証再交付申請書」に改める。

第12条中「心身障害者医療費返還通知書」を「障害者医療費返還通知書」に改める。

第13条中「心身障害者医療費受給者台帳」を「障害者医療費受給者台帳」に改める。

第14条中「心身障害者医療費」を「障害者医療費」に改める。

別表第1中「第2条」を「第2条の2」に改める。

別表第2中「第2条」を「第2条の2」に改める。

様式第1号を次のように改める。

障害者医療費受給資格証（交付・更新）申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

障害者医療費受給資格証の交付及び所得区分の認定を関係書類を添えて申請します。

なお、受給資格認定の審査（更新に係る調査も含む）に必要な限りにおいて、公簿により私及び私の世帯の所得、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入状況（保険情報については個人番号による情報連携を含む）を確認されることを承諾します。

また、高額療養費について貴市が過払いとなっている場合は、私が保険者から受領した高額療養費のうち、過払い相当額を貴市へ支払います。

私が後期高齢者医療の被保険者で、今後、高額療養費について貴市町村が過払いとなっている場合は、岡山県後期高齢者医療広域連合からの高額療養費の受領を貴市町村に委任します。

また、当申請書を岡山県後期高齢者医療広域連合に提供することを承諾します。

申請者（対象者）	フリガナ											男・女	生年月日	年 月 日		
	氏名													(満 歳)		
	住所	〒 — TEL ()														
	個人番号															
	交付申請事由	1 重度身体障害者（1級及び2級手帳所持者） 2 重度知的障害者（療育手帳A所持者） 3 知的障害者手帳3級及び療育手帳Bの両方の所持者 4 身体障害者手帳3級又は療育手帳Bのどちらかの所持者 5 重度精神障害者（1級及び自立支援医療受給者証（精神通院）両方の所持者）														
	身体障害者手帳・療育手帳	手帳番号														
		交付年月日										年 月 日				
		次回再認定（判定）年月日										年 月 日				
	精神障害者保健福祉手帳	手帳番号														
		交付年月日										年 月 日				
有効期限										年 月 日						
受給者番号																
自立支援医療（精神通院）	有効期間										年 月 日から					
											年 月 日まで					

※裏面も記入してください。

ここから下の欄には記入しないでください

市記入欄

申請受付年月日			進達年月日			交付決定年月日		
所得制限	該当 ・ 非該当							
前回所得区分	低所得Ⅰ ・ 低所得Ⅱ ・ 一般 ・ 一定以上							
今回所得区分	低所得Ⅰ ・ 低所得Ⅱ ・ 一般 ・ 一定以上							
所得確認書類	課税証明書 ・ 非課税証明書 ・ その他（ ）							
前回の受給者番号					今回の受給者番号			
精神障害者保健福祉手帳に記載の交付日	65歳未満	・	65歳以上	①65歳未満での手帳所持 有・無 ②担当者確認日 年 月 日				
番号確認書類	□個人番号カード		□個人番号通知カード		□個人番号が記載された住民票			
本人確認書類	□個人番号カード		□顔写真付き身分証明書		□その他資料2点			
備考								

加入医療保険	被保険者又は世帯主の氏名				対象者との続柄	
	保険種別				被保険者の記号番号	
	保険者名(発行機関名)				所在地	
	対象者と同じ医療保険に加入している者<※1>	氏名		住所		
		氏名		住所		
		氏名		住所		
		氏名		住所		
		氏名		住所		
附加給付		有(内容:)・無				
特定疾病療養受療証の有無		有・無 ※対象者が証の交付を受けている場合は、有に○を記入ください。				
世帯の状況	※1以外の世帯員<※2>	氏名		加入する医療保険種別		
		氏名		加入する医療保険種別		
		氏名		加入する医療保険種別		
		氏名		加入する医療保険種別		
他の公費負担制度による医療費の支給		有(制度名:)・無				

(記入上の注意点)

- 1 <※1>欄には、対象者と同じ医療保険に加入する人(被保険者、被扶養者)全員の氏名・住所を記入してください。
- 2 <※2>欄には、対象者と同一世帯であるが、別の医療保険に加入している人がある場合、その氏名及び加入する医療保険の種別を記入してください。
- 3 医療保険種別 市町村国保・国保組合(全国・各都道府県単位)・協会けんぽ・船員・日雇・組合管掌(組合健保)・自衛官等・共済組合・特定退職者医療(特定健保組合・特定共済組合)・後期高齢者医療

(提示が必要な書類)

○個人番号収集における番号確認及び身元確認

※申請書に記載のある申請者について、以下の書類を提示してください。

A) 個人番号カード(顔写真付き)・・・1枚で番号確認及び身元確認が可能です。

B) 番号確認書類として、

□個人番号通知カード

□個人番号が記載された住民票

身元確認書類として

□顔写真付き公的身分証明書

□上記提示が困難な場合(以下の書類2点)

公的医療保険被保険者証・年金手帳

児童扶養手当証書・介護保険被保険者証 等

※代理人による申請について、以下の書類を提示してください。

A) 代理権の確認 □委任状(法定代理の場合は戸籍謄本など)

B) 代理人の身元確認 □代理人の個人番号カード・運転免許証 など

C) 本人の番号確認 □個人番号カード □個人番号通知カード □個人番号が記載された住民票

○医療保険各法の被保険者であることが確認できるもの(個人番号カード等)

※対象者本人の個人番号カード(郵送の場合は、必ず個人番号カードの両面の写しが必要です。)

○市町村民税の課税・非課税証明書

※上記に名前の記載のある人で、1/1時点で本市に住民票が無かった場合は、前住所地における課税・非課税証明書が必要です。

(原則、証明年度の1月1日現在に住民登録をしていた市町村で発行されます。)

個人番号による情報連携を希望する場合は、本人同意が必要です。(様式第1号の1)

○身体障害者手帳又は療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

障害者医療費受給資格証交付台帳

受給資格者番号				(変更)	交付年月日	年	月	日	
フリガナ					取得事由				
受給資格者氏名					有効期限（自）	年	月	日	
性別		生年月日	年	月	日	有効期限（至）	年	月	日
保護者氏名					再交付年月日	年	月	日	
続柄					再交付事由				
郵便番号		電話番号			喪失年月日	年	月	日	
住所				(変更)	資格喪失事由				
				(変更)	回収年月日	年	月	日	
				(変更)					

被保険者氏名 (世帯主)				長期区分			
住所				附加給付の有無			
保険種別				所得区分			
保険者名				変更年月日	年	月	日
記号・番号				所得制限			
被保険者番号				他法による受給			
取得年月日	年	月	日				

様式第3号中「心身障害者医療費受給資格証」を「障害者医療費受給資格証」に、「心身障害者医療費」を「障害者医療費」に、「心身障害者医療費給付申請書」を「障害者医療費給付申請書」に、「心身障害者医療担当窓口」を「障害者医療担当窓口」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2(第4条関係)

障害者医療費受給資格証(精神)

表面

受診の際は医療機関窓口に表示してください。
この証が使えるのは、県内の医療機関・薬局・訪問看護ステーションだけです。

岡山県									
障害者医療費受給資格証(精神)									
公費負担者番号		8	0	3	3				
受給資格者番号									
受給資格者	住所								
	氏名								男・女
	生年月日			年	月	日	生		
一部負担金の割合		1割 (精神疾患による入院は3月を経過する日の属する月の末日までの療養が助成対象)							
一部負担金の月額上限額		外 来		円					
		入 院		円					
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで							
上記の者の診療にかかる医療保険の自己負担分から、上記の一部負担金を控除した額を、公費で負担します。 年 月 日									
保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者の方へ この証により診療を求められたときは、上記の一部負担金を受領し、この一部負担金を控除した額を公費併用扱いとして、レセプトにより、審査支払機関へ請求してください。									

仕 様

・規格 B列7番
・用紙 ケンラン黄
・厚さ 180kg
・文字色 黒

裏面

注 意 事 項	
1	この証は、障害者医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
2	受診の際は、この証を医療機関(薬局・訪問看護ステーションを含む。以下同じ。)の窓口に表示してください。現物給付の取扱いは、交付日の属する月の翌月初日からとなります。 なお、この証を医療機関の窓口に表示しない場合は、障害者医療費助成の取扱いは受けられないので、特に注意してください。
3	精神疾患にかかる受診の際は、自立支援医療受給者証(精神通院)に記載の指定自立支援医療機関を受診し、この証と合わせて必ず自立支援医療受給者証(精神通院)と自己負担額上限管理票を窓口に表示してください。
4	この証の記載事項や加入する医療保険に変更があったとき、又は交通事故など第三者の行為によって生じた病気やけがで受診の際は、すみやかにその旨を市町村へ届け出てください。
5	障害者医療費の助成を受ける資格を失ったときは、すみやかにその旨を市町村へ届け出るとともに、この証を返還してください。
6	この証は、他人に譲渡し、貸与し、又は担保に供してはいけません。
7	いつわりその他不正の行為により助成を受けたときは、費用の返還をさせられることがあります。
8	県外の医療機関で受診したときや県内の医療機関で現物給付により診療を受けられなかったときは、障害者医療費給付申請書に医療機関から受領した領収書を添えて市町村の障害者医療担当窓口へ償還給付の申請を行ってください。
9	複数の医療機関の窓口で支払った額が、一部負担金の月額上限額を超える場合は、市町村又は保険者に請求すると償還給付されますので、7に準じて申請してください。
10	自立支援医療など国の公費医療制度が適用される場合は、それらの国の公費医療が優先適用されます。
11	本市(町村)外へ転出した場合は、この資格証は使用できません。
12	お問い合わせ先

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

第 年 月 号 日

様

瀬戸内市長

印

障害者医療費受給資格証 [交付
更新] 申請却下通知書

年 月 日付けで申請された障害者医療費受給資格証交付申請
については、下記の理由により申請を却下します。

記

（理由）

不服の申し立て

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号中「心身障害者医療費一部負担金減免申請書」を「障害者医療費一部負担金減免申請書」に、「又は免除」を「、免除」に、「心身障害者医療の一部負担金」を「障害者医療の一部負担金」に改める。

様式第6号中「心身障害者医療費一部負担金減免証明書」を「障害者医療費一部負担金減免証明書」に、「又は免除」を「、免除」に、

「

年	月	日から
年	月	日まで

」を

「

自	年	月	日
至	年	月	日

」に、「心身障害者医療

の一部負担金」を「障害者医療の一部負担金」に改める。

様式第7号中「心身障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿」を「障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿」に改める。

様式第8号の2中「心身障害者・こども・ひとり親家庭等 医療費給付申請書」を「障害者・こども・ひとり親家庭等 医療費給付申請書」に、「次」を「下記」に改める。

様式第9号から様式第13号までを次のように改める。

証 明 願				
年 月 日				
保険者 (瀬戸内市長)		様		
(被保険者)				
住 所				
氏 名				
次のとおり療養費(家族療養費)の支給を受けたことを証明してください。				
加入保険に係る 記号・番号	受 給 者 氏 名	医 療 機 関 等	給 付 期 間	給付金額
			自 年 月 日 至 年 月 日	円
給 付 内 容				
看護 ・ 移送 ・ 治療材料 ・ 柔道整復 ・ 伝染病				
保険医療機関以外 ・ 緊急受療 ・ その他				
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 保険者 所在地 名 称 印				

9

様式第10号（第8条関係）

障害者医療費 一部負担限度額差額給付申請書

受給資格者番号		診療年月	
受給資格者名		生年月日	
加入保険者名			
加入保険に係る記号・番号			

病院・診療所・薬局等の名称	入外	療養を受けた期間	総医療費
所 在 地		傷 病 名	窓口支払額
		から 日 間	
		から 日 間	
		から 日 間	
		から 日 間	

※上記の欄が足りない場合は（継続）に記入してください。

計 (A)

負担割合	所得区分

単票公費一部負担額(月額)	(B)	円
支 給 額	(A)-(B)	円

上記のとおり、医療費の給付を申請します。
 なお、受給資格の確認に必要な場合、公簿により所得を確認されることを承認します。

年 月 日

瀬戸内市長 様

申請者 住所

電話番号

氏名

受給資格者との続柄

振込指定 金融機関	名 称			支店・支所	
	種 別		フリガナ		
	口座番号		口座名義人		

※病院・診療所・薬局等の領収書を、この申請書に添付して下さい。

○/○枚中

受給資格者番号		診療年月	
受給資格者名		生年月日	
加入保険者名			
加入保険に係る記号・番号			

[illegible]

様式第11号（第9条関係）

番 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名 様

瀬戸内市長 印

障害者医療費給付決定通知書

先に申請のありました障害者医療費給付については、下記のとおり給付することとなったので、お知らせします。

受給資格者番号		受給資格者名
診療年月		申請年月日
決定年月日		申請額
支給判定		支給額
支給		
遡及額		
差引支給決定額		
支払方法		支払(振込)年月日

不服の申し立て

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<< 問合せ先 >>

〒701-4292

岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

瀬戸内市役所 国保年金医療給付課医療費給付係

電話番号 0869-22-3958

備考欄

番 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名 様

瀬戸内市長

印

障害者医療費給付却下通知書

先に申請のありました障害者医療費給付については、下記のとおり却下しますので、お知らせします。

受給資格者番号		受給資格者名
診療年月		申請年月日
決定年月日		支給判定
		不支給
適 及 額		申請 額
差引支給決定額		支 給 額
却下理由		
支払方法	支払(振込)年月日	

不服の申し立て

1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸内市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸内市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<< 問合せ先 >>

〒701-4292

岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

瀬戸内市役所 国保年金医療給付課医療費給付係

電話番号 0869-22-3958

備考欄

様式第13号（第10条関係）

障害者医療費受給資格変更届 年 月 日 瀬戸内市長 様 届出人 住 所 氏 名 受給資格認定の審査（更新にかかる調査も含む）に必要な限りにおいて、公簿により私及び私の世帯の所得、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入状況（保険情報については個人番号による情報連携を含む）を確認されることを私及び世帯員全員、承諾します。															
受 給 資 格 者 番 号															
受 給 資 格 者	氏 名														
	個 人 番 号														
	生 年 月 日					年 月 日									
	住 所（居 住 地）														
変更事項 1 氏名 2 住所 3 加入保険関係 (1) 被保険者名 (2) 保険者名 (3) 記号・番号 (4) 附加給付の内容 (5) その他 4 属する世帯の世帯主及び世帯員の状況 ① 構成員の異動 ② 所得若しくは課税状況 ③ その他 5 その他						変 更 前									
						変 更 後									
変 更 年 月 日						年 月 日									

※障害者医療費受給資格証、個人番号カード等を添えて提出してください。

※本人及び世帯員の個人番号の変更についても、「その他」へ記載してください。

様式第15号中「心身障害者医療費受給資格喪失届」を「障害者医療費受給資格喪失届」に改める。

様式第16号中「心身障害者医療費受給資格証再交付申請書」を「障害者医療費受給資格証再交付申請書」に、「再交付の」を「紛失（破損）」に、「組合員又は加入者氏名」を「又は組合員氏名」に改める。

様式第17号を次のように改める。

	第 年	月	号 日
様			
瀬戸内市長	印		
障害者医療費返還通知書			
このことについて、さきに下記医療費を支給しましたが、返還くださいますよう通知します。			
記			
1 医療費			
支 給 年 月 日	支 給 金 額		
	円		
2 返還理由			
3 返還金納付期日			
年 月 日			
4 返還納付場所			

（注） この通知書を必ずご持参ください。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

瀬戸内市心身障害者医療費給付条例施行規則(平成16年瀬戸内市規則第92号)新旧対照表

現行	改正後
<u>瀬戸内市心身障害者医療費給付条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>瀬戸内市心身障害者医療費給付条例</u>(平成16年瀬戸内市条例第117号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (負担上限月額) <u>第2条</u> 略 (一部負担金の減免) 第3条 条例第4条第3項の規則で定める<u>特別な理由</u>は、条例による給付を受ける者の属する世帯の主たる生計維持者(療養を受ける者が市町村国民健康保険の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者医療制度の被保険者であるときは世帯主、被用者保険又は国民健康保険組合の被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であるときは被保険者、加入者又は組合員とする。)がおおむね過去1年以内の間に次に掲げる事	<u>瀬戸内市障害者医療費給付条例施行規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、<u>瀬戸内市障害者医療費給付条例</u>(平成16年瀬戸内市条例第117号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (<u>精神疾患による入院に係る療養</u>) <u>第2条</u> 条例第4条第1項の規則に定める精神疾患による入院に係る療養は、<u>条例第3条第1項第4号に掲げる者に係る、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する厚生労働省令で定める精神障害を主因とする疾患による入院のうち、入院の日から3月を経過する日の属する月の末日より後の療養とする。</u> (負担上限月額) <u>第2条の2</u> 略 (一部負担金の減免) 第3条 条例第4条第3項の規則で定める<u>特別の理由</u>は、条例による給付を受ける者の属する世帯の主たる生計維持者(療養を受ける者が市町村国民健康保険の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者医療制度の被保険者であるときは世帯主、被用者保険又は国民健康保険組合の被保険者、加入者、組合員又は被扶養者であるときは被保険者、加入者又は組合員とする。)がおおむね過去1年以内の間に次に掲げる事

由のいずれかに該当したことにより、市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を減免され、又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である者(同条第1項に規定する被保護者又は一部負担金の減免により同法の規定による保護を要しないこととなる者をいう。以下同じ。)となった場合とし、市町村民税が課されていない者又は要保護者である者が、おおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当した場合も同様とする。

(1)～(5) 略

(受給資格証の交付等)

第4条 条例第5条及び第6条第3項の規定による申請は、心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号)に医療保険各法による被保険者証を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その適否について審査を行い、適当と認めた者については心身障害者医療費受給者台帳(様式第2号)に記載し、心身障害者

医療費受給資格証(様式第3号。以下「受給資格証」という。)

を交付し、申請を不相当と認めた者については心身障害者医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第4号)により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 略

(一部負担金の減免の手続等)

第5条 第3条の規定に該当し、一部負担金の減額又は免除を受けようとする

由のいずれかに該当したことにより、市町村の条例の定めるところにより当該市町村民税を減免され、又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者である者(同条第1項に規定する被保護者又は一部負担金の減免により同法の規定による保護を要しないこととなる者をいう。以下同じ。)となった場合とし、市町村民税が課されていない者又は要保護者である者が、おおむね過去1年以内の間に次に掲げる事由のいずれかに該当した場合も同様とする。

(1)～(5) 略

(受給資格証の交付等)

第4条 条例第5条及び第6条第3項の規定による申請は、障害者医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号)に医療保険各法による被保険者証を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その適否について審査を行い、適当と認めた者については障害者医療費受給者台帳(様式第2号)に記載し、条例第3条第1項第1号から第3号に掲げる者については、障害者

医療費受給資格証(以下「受給資格証」という。)の様式第3号を、同項第4号に掲げる者については、受給資格証の様式第3号の2を交付し、申請を不相当と認めた者については障害者医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第4号)により当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 略

4 条例第6条第5項の規定による受給資格証の交付については、第2項の規定の例による。

(一部負担金の減免の手続等)

第5条 第3条の規定に該当し、一部負担金の減額又は免除を受けようとする

る者は、心身障害者医療費一部負担金減免申請書(様式第5号)を市長に提出し、心身障害者医療費一部負担金減免証明書(様式第6号)の交付を受けなければならない。

2 略

3 市長が第1項の規定による証明書の交付をしたときは、心身障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿(様式第7号)に記録し、整理するものとする。

(医療費支払の特例)

第7条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3) 略

(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者医療確保法に規定する被保険者資格証明書を提出し療養を受けたとき。

(5)～(7) 略

(医療費給付申請の方法)

第8条 前条第1号及び第6号に規定する給付を申請する場合は、心身障害者医療費給付申請書(様式第8号。以下「給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収書を添付し、又は診療報酬領収証明書の記載を受けて、市長に申請しなければならない。ただし、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が同条第1号に規定する給付を受ける場合は、申請を要しない。

2 略

3 前条第5号に規定する給付を申請する場合は、心身障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書(様式第10号。以下「差額給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収書を添

る者は、障害者医療費一部負担金減免申請書(様式第5号)を市長に提出し、障害者医療費一部負担金減免証明書(様式第6号)の交付を受けなければならない。

2 略

3 市長が第1項の規定による証明書の交付をしたときは、障害者医療費一部負担金減免証明書交付簿(様式第7号)に記録し、整理するものとする。

(医療費支払の特例)

第7条 条例第10条第1項ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(3) 略

(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は高齢者医療確保法に規定する特別療養費に係る療養を受けたとき。

(5)～(7) 略

(医療費給付申請の方法)

第8条 前条第1号及び第6号に規定する給付を申請する場合は、障害者医療費給付申請書(様式第8号。以下「給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収書を添付し、又は診療報酬領収証明書の記載を受けて、市長に申請しなければならない。ただし、岡山県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度の被保険者が同条第1号に規定する給付を受ける場合は、申請を要しない。

2 略

3 前条第5号に規定する給付を申請する場合は、障害者医療費一部負担限度額差額給付申請書(様式第10号。以下「差額給付申請書」という。)に、医療機関等が発行する療養を受けた日の属する1箇月分の領収書を添付

付して、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号の様式等の提出を省略することができる。

(1)・(2) 略

4 略

(医療費給付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による給付申請書又は差額給付申請書の提出を受けたときは、給付の適否について審査を行い、適当と認めた者については心身障害者医療費給付決定通知書(様式第11号)により、給付を不適当と認めた者については心身障害者医療費給付却下通知書(様式第12号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第10条 略

2 前項各号に掲げる事項の変更に係る届出は、心身障害者医療費受給資格変更届(様式第13号)により行うものとする。

3 略

4 条例第12条の規定による受給資格を失ったときの届出は、心身障害者医療費受給資格喪失届(様式第15号)により行うものとする。

(再交付)

第11条 条例第13条の規定による申請は、心身障害者医療費受給資格証再交付申請書(様式第16号)により行うものとする。

(医療費の返還)

第12条 条例第15条の規定による医療費の返還命令は、心身障害者医療費返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(医療費支給台帳)

して、市長に申請しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号の様式等の提出を省略することができる。

(1)・(2) 略

4 略

(医療費給付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による給付申請書又は差額給付申請書の提出を受けたときは、給付の適否について審査を行い、適当と認めた者については障害者医療費給付決定通知書(様式第11号)により、給付を不適当と認めた者については障害者医療費給付却下通知書(様式第12号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第10条 略

2 前項各号に掲げる事項の変更に係る届出は、障害者医療費受給資格変更届(様式第13号)により行うものとする。

3 略

4 条例第12条の規定による受給資格を失ったときの届出は、障害者医療費受給資格喪失届(様式第15号)により行うものとする。

(再交付)

第11条 条例第13条の規定による申請は、障害者医療費受給資格証再交付申請書(様式第16号)により行うものとする。

(医療費の返還)

第12条 条例第15条の規定による医療費の返還命令は、障害者医療費返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(医療費支給台帳)

第13条 市長は、心身障害者医療費受給者台帳(様式第2号)に、医療費の給付に関して必要な事項を記録しておかなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、心身障害者医療費の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第2条 関係) 所得区分

所得区分	左に係る受給資格者の区分
一定以上所得者	他のいずれの区分にも入らない受給資格者
一般	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者について、療養を受けた月の属する年の前年(療養を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の所得の額(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項の規定により算定した金額をいい、同項中「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有するもの」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えて算出するものとする。)が、それぞれ同条第4項に定める額未満である場合における当該受給資格者(低所得Ⅱ及び低所得Ⅰの区分に属する者を除く。)
低所得Ⅱ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、療養を受けた月の属する年度(療養を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の所得割(地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。)を課されない者(本市の条例で定めると

第13条 市長は、障害者医療費受給者台帳(様式第2号)に、医療費の給付に関して必要な事項を記録しておかなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、障害者医療費の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第2条の2関係) 所得区分

所得区分	左に係る受給資格者の区分
一定以上所得者	他のいずれの区分にも入らない受給資格者
一般	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者について、療養を受けた月の属する年の前年(療養を受けた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。)中の所得の額(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第7条第1項の規定により算定した金額をいい、同項中「世帯主」とあるのは「年齢19歳未満の扶養親族を有するもの」と、「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えて算出するものとする。)が、それぞれ同条第4項に定める額未満である場合における当該受給資格者(低所得Ⅱ及び低所得Ⅰの区分に属する者を除く。)
低所得Ⅱ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、療養を受けた月の属する年度(療養を受けた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の所得割(地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)をいう。)を課されない者(本市の条例で定めると

	ころにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。以下「市町村民税所得割非課税者」という。)である場合における当該受給資格者(低所得Ⅰの区分に属する者を除く。)
低所得Ⅰ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、市町村民税所得割非課税者であり、かつ、療養を受けた月の属する年の前年中の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)が零である場合における当該受給資格者

備考

- この表において「受給資格者と生計を一にする者」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって、かつ、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)又は当該受給資格者の加入している国民健康保険法及び高齢者医療確保法の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属するものに限る。)並びに当該受給資格者と同一の住民

	ころにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。以下「市町村民税所得割非課税者」という。)である場合における当該受給資格者(低所得Ⅰの区分に属する者を除く。)
低所得Ⅰ	受給資格者及び受給資格者と生計を一にする者が、市町村民税所得割非課税者であり、かつ、療養を受けた月の属する年の前年中の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。)が零である場合における当該受給資格者

備考

- この表において「受給資格者と生計を一にする者」とは、当該受給資格者の加入している医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって、かつ、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく組合員、私立学校職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)又は当該受給資格者の加入している国民健康保険法及び高齢者医療確保法の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって、かつ、当該受給資格者と同一の世帯に属するものに限る。)並びに当該受給資格者と同一の住民

基本台帳上の世帯に属する者をいう。

- 2 市町村民税所得割非課税者の判定において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項中「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えて適用した場合における同項の控除対象者を扶養親族として有する者は、地方税法第314条の2第1項及び第2項の規定による総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額からの控除後の金額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項第2号の規定による合計額を控除した後の金額により所得割を算定するものとする。
- 3 別表第1の低所得Ⅰの項における合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合、同項における合計所得金額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。

別表第2(第2条 関係) 負担上限月額

所得区分	当該月における療養が外来療養(指定訪問看護を含む。)のみの場合	当該月における療養が入院療養を含む場合
一定以上所得者	44,400円	80,100円に総医療費の1%を加算した額
一般	12,000円	44,400円

基本台帳上の世帯に属する者をいう。

- 2 市町村民税所得割非課税者の判定において、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項中「当該世帯主と同一の世帯に属する」とあるのは「生計を一にする」と読み替えて適用した場合における同項の控除対象者を扶養親族として有する者は、地方税法第314条の2第1項及び第2項の規定による総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額からの控除後の金額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項第2号の規定による合計額を控除した後の金額により所得割を算定するものとする。
- 3 別表第1の低所得Ⅰの項における合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合、同項における合計所得金額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。

別表第2(第2条の2関係) 負担上限月額

所得区分	当該月における療養が外来療養(指定訪問看護を含む。)のみの場合	当該月における療養が入院療養を含む場合
一定以上所得者	44,400円	80,100円に総医療費の1%を加算した額
一般	12,000円	44,400円

低所得Ⅱ	4,000円	12,000円	低所得Ⅱ	4,000円	12,000円
低所得Ⅰ	2,000円	6,000円	低所得Ⅰ	2,000円	6,000円
備考 この表において、「80,100円に総医療費の1%を加算した額」とは、80,100円と総医療費(条例第4条第1項に規定する総医療費をいい、その額が801,000円に満たないときは、801,000円)から801,000円を控除した額に10分の1を乗じて得た額(この額に1円未満の端数がある場合において、その金額が50銭未満であるときはこれを切り捨て、その金額が50銭以上であるときはこれを1円に切り上げた額)との合算額をいう。			備考 この表において、「80,100円に総医療費の1%を加算した額」とは、80,100円と総医療費(条例第4条第1項に規定する総医療費をいい、その額が801,000円に満たないときは、801,000円)から801,000円を控除した額に10分の1を乗じて得た額(この額に1円未満の端数がある場合において、その金額が50銭未満であるときはこれを切り捨て、その金額が50銭以上であるときはこれを1円に切り上げた額)との合算額をいう。		
様式第1号(第4条関係) 略 様式第2号(第4条関係) 略 様式第3号(第4条関係) 略 様式第4号(第4条関係) 略 様式第5号(第5条関係) 略 様式第6号(第5条関係) 略			様式第1号(第4条関係) 略 様式第1号の1(第4条関係) 様式第2号(第4条関係) 略 様式第3号(第4条関係) 略 様式第3号の2(第4条関係) 略 様式第4号(第4条関係) 略 様式第5号(第5条関係) 略 様式第6号(第5条関係) 略		

様式第7号(第5条関係)	様式第7号(第5条関係)
略	略
様式第8号の2(第8条関係)	様式第8号の2(第8条関係)
略	略
様式第9号(第8条関係)	様式第9号(第8条関係)
略	略
様式第10号(第8条関係)	様式第10号(第8条関係)
略	略
様式第11号(第9条関係)	様式第11号(第9条関係)
略	略
様式第12号(第9条関係)	様式第12号(第9条関係)
略	略
様式第13号(第10条関係)	様式第13号(第10条関係)
略	略
様式第15号(第10条関係)	様式第15号(第10条関係)
略	略
様式第16号(第11条関係)	様式第16号(第11条関係)
略	略
様式第17号(第12条関係)	様式第17号(第12条関係)
略	略